

○長崎県市町村職員共済組合保健事業実施規程

〔 昭 和 5 5 年 3 月 3 日
規 程 第 9 3 号 〕

改正

平成27年 5月22日規程第251号 令和5年 2月27日規程第303号

(目的)

第1条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合運営規則第17条の規程に基づき、組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く。）（以下「組合員」という。）及び被扶養者の保健のための事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(経理)

第2条 この規程に定める事業に関する収支の経理は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号）第6条第1項第4号に規定する保健経理において行う。

(保健事業)

第3条 組合員及び被扶養者の保健のための事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 組合員及び被扶養者の疾病を予防するための事業
- (2) 組合員及び被扶養者の保健又は保養に関する事業
(事業の実施方法等)

第4条 前条各号に掲げる事業の実施方法及びこれに要する費用の額は、毎事業年度の事業計画及び予算において定める。

(その他必要な事項)

第5条 この規程に定めるもののほか、組合の保健事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月22日規程第251号)

(施行期日)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。